

確定申告の準備をお願いします

申告相談会【荒川地区】

- ◆会場：荒川支所2階 会議室
- ◆時間：午前9時～11時
午後1時～4時
(混雑状況により変更あり)

※整理番号札は、申告日の午前8時20分より、会場（2階会議室）入り口に設置いたします。
なお、午前中の混雑状況により、午前の受付時間内に入場された方であっても、午後から受付させていただきます場合がありますのでご了承下さい。

※ご都合により、指定日に申告できない方は、期間中のご都合のよい日にご来庁のうえ申告して下さい

月 日	午 前	午 後
2月16日(金)	花立	貝附
2月19日(月)	荒島 (1組～6組)	荒島 (7組以降)
2月20日(火)	梨木	春木山
2月21日(水)	上鍛冶屋 下鍛冶屋 (5組まで)	下鍛冶屋 (6組以降)
2月22日(木)	坂町 (1組～13組)	坂町 (14組以降)
2月23日(金)	切田 野口	坂町駅前 藤沢
2月26日(月)	十文字 坂町住宅	山口 羽ヶ榎
2月27日(火)	田島 荒川松山 堤下団地	中野 長政 前坪団地
2月28日(水)	佐々木 (1組～6組)	佐々木 (7組以降)

月 日	午 前	午 後
3月1日(木)	名割	中倉 両新
3月2日(金)	鳥屋 荒屋	金屋 (上組)
3月5日(月)	金屋 (中組、馬場1組)	金屋 (下組、馬場2組以降)
3月6日(火)	大津 (1組～8組)	大津 (9組以降)
3月7日(水)	海老江 (1組～5組)	海老江 (6組以降)
3月8日(木)	坂町駅前 藤沢 中野	山口 佐々木
3月9日(金)	貝附、花立 荒島、春木山	上、下鍛冶屋 梨木、切田 十文字
3月12日(月)	坂町	野口 大津
3月13日(火)	金屋	羽ヶ榎 荒川松山
3月14日(水)	名割 海老江	鳥屋、中倉 長政
3月15日(木)	坂町住宅 田島	荒屋、両新 前坪団地 堤下団地

～ 事前申告（2月13日～15日）～

荒川支所2階会議室にて事前申告を行います。
(受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時)
但し、営業所得・農業所得・不動産所得がある方は2月16日以降となります。

○申告が必要な人

①市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

- ・営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して米や現金をもらっている人
- ・給与または年金の源泉徴収票の内容に変更がある人および控除を追加する人
- ・給与の年末調整を受けていない人
- ・給与、年金のほかにも所得がある人（内職、外交員など）

②収入がないまたは収入が遺族年金などの非課税収入のみでも、市・県民税申告が必要な人

- ・住宅に関する控除、子ども、扶養の目的で学校などへ所得課税証明書の提出が必要な人
- ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- ・各種免除・各種助成を申請する人、各種福祉サービスの利用者や各種年金を受給している人または申請を予定している人

○市役所（本庁・各支所・各連絡所）で申告する場合の注意事項

- ・青色申告の人、分離課税申告の人（土地や家屋などの譲渡、株式の売買）、先物取引、本年初めて住宅ローン控除を申請する人は税務署で申告をしてください。市役所本庁・各支所・各連絡所では受け付けできません。
- ・収支内訳書（農業、営業、不動産）の作成は必ず事前に行い、源泉徴収票、各種証明書と併せて、当日持参してください。
- ・各種集計された資料がない場合、会場で作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。（場合によっては、控除対象から除外させていただく場合もあります。）

●問い合わせ 荒川支所地域振興課市民生活室（税務担当） ☎62-3103